

千葉県病床数適正化緊急支援事業実施要領

(目的)

第1条 知事は、効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関に対し、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に際して生じる負担について支援するため、病床数適正化緊急支援事業実施要綱(令和8年4月8日付医政発 0408 第4号厚生労働省医政局長通知)に基づき実施される病床数適正化緊急支援事業について、千葉県補助金等交付規則(昭和32年千葉県規則第53号。)及び本要領に基づき認定を行う。

なお、本事業に係る給付金の支給は、国が造成した基金を管理する者が行うもの(以下「基金管理団体」という。)とする。

(支給対象となる事業者等)

第2条 本事業の支給対象となる事業者、事業及び基準額は、別表に定めるところによる。

なお、支給対象となる事業者が以下に該当する場合は、本事業の対象としない。

- 一 申請日時点において、入院医療の受入れを行っていない場合、もしくは、削減により入院医療の受け入れを停止する(無床診療所への変更を含む。)場合
- 二 令和9年3月 31 日時点において廃院する予定の場合
- 三 令和9年3月 31 日時点において事業譲渡等を行う予定の場合

ただし、本条第1号及び第2号に該当する場合は、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 30 条の 14 第1項に規定する協議の場合等において議論を行った上で、当該地域における医療提供体制に支障がないと認められたものはその限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、支給を受けようとする事業を行う者(法人その他の団体にあつては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、支給の対象とならない。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- 二 次のいずれかに該当する行為(イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(支給額の算定方法)

第3条 本事業における給付金の支給額は、別表の第2欄に定める支給対象事業で削減した病床数に対し、別表の第3欄に定める基準額を乗じた額とする。なお、削減した病床について、地域医療介護総合確保基金における病床機能再編支援事業(単独支援給付金支給事業)による給付金の支給を受けていた場合は、本事業による給付金との差額のみを支給する。

2 前項で規定する支給額の算定に当たっては、以下の病床数を除く。

- 一 産科部門の病床(MFICU 等を含む)及び小児科部門の病床(NICU・GCU 等を含む)を削減した場合、その削減した病床数(産科施設において現に分娩に用いておらず、

今後も用いる予定のない病床等、分娩取扱や小児医療の提供に支障を来さない病床を除く。)

- 二 同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合、その融通した病床数
- 三 事業譲渡等により病床を削減した場合、その削減した病床数
- 四 病床種別を変更した場合、その変更した病床数
- 五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 36 条の3の規定に基づき医療措置協定を締結した医療機関における協定を締結した病床又は協定を締結した病床数が確保できない程度の病床数。ただし、同法第 10 条に基づく予防計画において確保することとしている協定を締結した病床数が確保できている場合においては、余剰分について削減することを可能とする。
- 六 医療法第 30 条の4第 10 項から 12 項までの規定及び国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)に基づき許可を受けた病床(以下「特例病床等」という。)を有する医療機関で、休床等により、許可内容の用途で活用していない病床があり、該当の特例病床等の削減を行わない場合、全ての削減した病床数
- 七 その他、以下の病床を削減した場合、その削減した病床数
 - ア 国の開設する病院若しくは診療所であって、宮内庁、法務省若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院若しくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 42 条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法(平成 14 年法律第 183 号)第 13 条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床(職員及びその家族、隊員及びその家族、業務上の災害を被った労働者、従業員及びその家族又は入院患者が利用する病床に限る。)
 - イ 放射線治療病室の病床
 - ウ 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床
 - エ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成 15 年法律第 110 号)第 16 条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関であって、同法第 42 条第1項第1号又は第 61 条第1項第1号の決定を受けた者の入院による医療に係る病床
 - オ 上記のほか、別に厚生労働省から指示があった場合は、その指示を踏まえて支給する。

(支給申請等)

- 第4条 この給付金の支給を受けようとする者は、別に定める日までに、厚生労働省が定める申請様式及び口座振込申出書並びに次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。
- 一 千葉県暴力団排除条例に係る誓約書(別紙1)
 - 二 千葉県暴力団排除条例に係る役員等名簿(別紙2)
 - 三 病床数適正化緊急支援事業に係る誓約書(別紙3)
 - 四 その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請を電子で行った者は、押印が必要な書類については、原本を保管しなければならない。

(申請の認定等)

- 第5条 知事は前条の規定による支給申請等があった場合には、その内容を審査し、医療法第 30 条の 14 第 1 項に規定する協議の場合等において適当と認められたときは、当該申請の認定を行うものとし、知事は申請者に対してその旨を通知するものとする。
- 2 前項の審査又は同項の協議の場合等において適当と認められなかったときは、知事は申請者に対してその旨を通知するものとする。

- 3 適当と認められた申請は、定められた期間までに知事が厚生労働省の指定する所に提出する。

(実績報告等)

第6条 病床の削減状況については、医療機関は医療法第7条第2項に定める許可申請又は医療法施行令第4条に定める届出により、実績報告を行うものとする。

- 2 知事は、前項の報告の内容について令和9年度に実施する「病床機能報告」における医療機関からの報告や、医療法第25条に基づく検査時の施設表等により確認を行うものとする。

(給付金の返還)

第7条 知事は次の各号に該当する場合には、基金管理団体が支給を行った給付金の全額の返還を求めるものとする。

- 一 本要領第6条による確認により、申請どおりに病床の削減が行われていないことが確認された場合
- 二 給付金の支給を受けた日から、令和19年3月31日までの間に病床を増加させた場合ただし、医療法第30条の4第10項から第12項までの規定により知事が病床の増加が必要と認めた場合はその限りではない。
- 三 令和9年3月31日時点において医療法第30条の14第1項に規定する協議の場合等において議論を行わずに廃院した場合、又は事業譲渡等をしている場合
- 四 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認められる場合

(暴力団密接関係者)

第8条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者(事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体)とする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年6月23日から施行する。

別表

1 支給対象事業者	2 支給対象事業	3 基準額
精神病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床をいう。以下同じ。）、療養病床（同項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）及び一般病床（同項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）を有する千葉県内に所在する病院又は診療所の開設者	別表第1欄で規定する支給対象事業者が実施する以下のいずれかに該当する事業 ・令和7年12月16日から令和9年3月31日までの間に行った病床（精神病床、療養病床及び一般病床の病床とする。）の削減 ・「病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出について」（令和7年2月21日付厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）により、事業計画書を提出し、令和6年12月17日から令和7年9月30日までにを行った病床の削減（ただし、千葉県に対して病床数の変更に関する届出を行った場合に限る） ・「地域医療構想の取組の推進に向けた調査について」（令和7年8月14日付厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）において、病床を削減予定と報告を行い、現に行った病床の削減	別表第2欄で規定する事業により削減した病床1床あたり 4, 104千円 ただし、削減する病床が休床の場合は1床あたり 2, 052千円